

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外235名

被告 日本原子力発電株式会社

## 準備書面（87）

2019（令和元）年10月30日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之  
外

被告準備書面（11）の「第2 原告らの主張に対する反論」につき、原告らは、以下のとおり再反論する。

第1 「1 避難計画と人格権に基づく差止請求との関係について」について

- 1 被告は、準備書面（11）第9頁において、「本件発電所について、放射性物質の有する危険を顕在化させないよう、自然条件に十分に配慮した上で、多重の障壁により放射性物質を閉じ込め、通常運転時における放出を極力低く抑えるとともに、放射性物質が環境に異常に放出されることを未然に防止するための事故防止対策を講じるなどしたうえで、その設計・建設以降も、維持管理を継続的に実施しながら、自然条件に係る最新の知見を踏まえるなど必要な対応を行ってきた」とし、「このような対応のもとで確保される本件発電所の安全性に照らし、原告らの人格権侵害を生ずるような放射性物質の異常放出が生じる具体的危

険性はおよそ考え難い。」と主張する。

しかし、そもそも原子力発電所を運営する事業者として、安全対策を講じることは当然のことである上、被告が講じているという対応によって本件発電所の安全性が確保されていることは実証されていない。安全対策を講じているから安全性が確保されているというような主張は詭弁である。

また、原告らの主張は、仮に、考え得る最善の安全対策が講じられたとしても、発生し得る被害に「想定外」はないという前提に立っているのである。被告は、原告らの主張を「放射性物質が環境に異常に放出されるという事態を当然の前提」としているとは非難するが、「放射性物質が環境に異常に放出されるという事態」をも想定するべきであるというのが原告らの主張である。

そして、そのような事態になれば、そのこと自体が原告らの人格権を侵害することは言うまでもないが、それ以前に、そのような事態を想定もせず、避難計画において十分な避難の実効性が担保されていない状態で、本件発電所を運転するということが問題としているのである。

2 また、被告は、同第9頁ないし10頁において、「避難計画の策定はもとより、その策定後の防災訓練の実施による実効性の検証等の対応を重ねて、原子力事業者や関係機関において不断に改善・強化がなされていくものである。」とし、「未だ避難計画の作成が完了していない地方公共団体では」「現在も避難計画の作成に向けた検討が進められている」、「既に広域避難計画を作成した茨城県や同計画を踏まえて避難計画を既に作成した一部の地方公共団体でも、今後の検討課題等を踏まえて避難計画の実効性を高める検討がなされている。」と主張する。

そして、原告らが課題であるとした事項についても「具体的に検討が進められているものも少なくない。」「今後も引き続き」「具体化・充実化が図られていく。」

「引き続き検討を進め、その結果を計画に順次反映させていくこととしている。」

「今後は、避難受入の具体的な体制整備等が図られていく。」とのことである。

つまり、現段階ではあれもこれも「検討」「調整」「今後反映」「今後図られていく」というレベルなのであり、避難の実効性が担保されていないことはまぎれもない事実である。原告らは、そのような「検討」「調整」をしている段階であるにもかかわらず、本件発電所を運転することが問題だと主張しているのである。避難計画が不断に改善・強化されていくべきことは当然のことであるが、現段階の避難計画の状況について、あまりに問題が多く、不十分であり、万が一の過酷事故が起きた時に不可逆的な被害が生じ、原告らの人格権が侵害されると主張しているのである。被害に想定外はない。

## 第2 「その他原告らの主張の誤り等」について

- 1 被告は、同第11頁ないし15頁において、原告らが準備書面（69）第3で取り上げた「国としての原子力災害対策の仕組み」について、条文を引用しながら縷々説明し、我が国の原子力災害対策は「国、地方公共団体、原子力事業者等が連携して、それぞれが、その責務を有し、適切に原子力災害対策を講じることとされ、専ら地方公共団体の責務ないし負担のもと進められるものではない。」と結論付ける。

しかし、そもそも原告らは、我が国の原子力災害対策が「専ら」地方公共団体の責務ないし負担のもと進められるなどと主張していない。被告が主張するとおりの仕組みになっていることを前提に、その問題点を指摘したのである。

繰り返しになるが、現状では、「第5層」としての原子力災害の被害影響を防ぐものとしての避難計画を含む地域防災計画は30km圏内の自治体にのみ求められ

ているにすぎない上、実質的な原子力防災の「事前計画」や「住民避難対策」、事故後の「地域全体の生存責任」までもが自治体任せになっている。このような体制は、原子力災害対策法制として、まったく不十分である。

2 被告は、同第15頁ないし16頁において、「原子力事業者防災業務計画を作成し、同計画に基づき原子力防災に係る体制等を整備するとともに、教育や訓練等を通じてその実効性を高め」るなど原子力災害対策に係る「検討を行っており、今後ともその充実を行っていく考え」であるとし、今後「予定している」取組みを列挙し、「原子力災害対策の検討を行っている」と述べる。

ここでも被告の主張は、今後の「検討」や「予定」していることをもって、原子力災害対策が十分であるかのような主張である。原告らは、そのような検討や予定というのでは足りないと言っているのである。

原告らは、現状のような対策しかなされていない中で本件発電所を運転し、事故が起きればどうなるかを問題としている。すなわち、原告らを含む周辺住民並びに相当程度に離れた地域に居住する住民や事業者らにまで、避難は不可避となるにもかかわらず、極めて不十分な避難計画案しか策定されておらず、実効性は全く担保されていない。このような状況で事故が起きれば、原告らが必然的に被ばくしてしまう可能性が高く、また社会的、経済的にも不可逆的な被害を受けることとなり、原告らの人格権は著しく侵害される。

よって、東海第二原発を運転することは、原告である周辺住民らの生命、身体及び健康が侵害される具体的な危険を生じさせ、人格権を侵害するものであるから、ただちに差止められなければならない。

以上